

障害者求人を出す際の注意点について

- 障害者用求人申し込み時は、下記を「求人に関する特記事項」欄に記載してください。（該当のない項目は省略可能です。）
- 追加がある場合は、適宜記載願います。

- ・電話対応（あり・なし・電話対応が困難な方はなし）
- ・エレベーター（あり・なし）
- ・階段手すり（両側・片側・なし）
- ・トイレ（車椅子・洋・和）
- ・出入口段差（なし・あり「 cm」）
- ・建物内車椅子移動スペース（あり・なし）
- ・職場見学受入（可・応相談・不可）
- ・職場実習受入（可・応相談・不可）
- ・手帳のない配慮の必要な方（難病など）受入（可・応相談・不可）

- この他、特記事項欄には原則として以下の文言を追記させていただきます。

- ・「必要な合理的配慮についてはお申し出ください。」
- ・「採用後の配慮事項を確認するため、応募書類に障害の種別・等級・配慮事項等を可能な範囲でご記入ください。」

**初めて就労継続支援A型求人を申し込む場合は、
次頁2～3もご確認ください。**

就労継続支援A型（雇用有）求人を申込み際の確認事項について

- 1 求人申込みをする際は、就業場所毎に就労継続支援A型事業所の許可を取得していることが確認できる証明書（指定障害福祉サービス事業者の通知書）を提出していただきます。同証明書の提出がない場合は求人申込みは受理できません。求人申込みは指定有効始期以後となります。
- 2 採用する障害者の福祉サービスが暫定支給決定またはこれ以外かを確認します。なお、特定求職者雇用開発助成金は暫定支給決定期間に係らず雇入れ当初に締結した雇用契約書において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である場合に限り支給対象となります。一方、障害者トライアル雇用助成金は利用不可となります。
 - * ハローワークの紹介より前に暫定支給決定期間利用やアセスメントが行われている場合は形式紹介となるため特定求職者雇用開発助成金は利用できません。
 - * 暫定支給決定の詳細について不明な場合は、必ず求人申込み前に各地方自治体の障害者総合支援法担当窓口にお問い合わせください。
- 3 福祉サービスの利用料の有無について確認します。その有無については求人票の備考欄に記載します。例「就労継続支援A型（雇用有）利用料あり」
- 4 貴事業所が就労継続支援A型（雇用有）以外の就労系サービス（就労移行支援や就労継続支援B型）を行っている場合、ハローワークから紹介した求職者を、他のサービス体系に振り分けたり勧めたりすることはできません。
- 5 ハローワークインターネットサービス上の事業所情報にて「就労継続支援A型事業所である」旨の登録がなされていることをご確認ください。登録がお済みであれば、求人区分の入力時に「就労継続支援A型事業所の利用者募集」欄が表示されますので、利用者を募集する求人の場合は「該当」を選択してください。

※A型事業所の登録がなされていない場合

求人者マイページの「事業所情報設定」から「事業所情報を編集」と進み、「事業所詳細情報」内にある「就労継続支援A型事業所である」欄にチェックを入れてください。

【お問い合わせ先】

ハローワーク仙台 専門援助第二部門

電話 022-299-8829

2 FAX 022-299-8823

就労継続支援A型（雇用有）求人を申込み際の確認事項

確認日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業所名 _____

| 確認事項 | 確認結果 |
|--|---|
| (初回のみ) | |
| 1 指定事業者であるか（指定障害福祉サービス事業者の通知書の提出） | ある・ない |
| 2 安定所の紹介により採用した者を他の事業に振り分けることはできないと了解しているか | いる・いない |
| 3 暫定支給決定の有無 | 有・無 |
| (3で有の場合) | |
| 4 雇用期間の設定がなされているか また、雇用期間は何日か | いる・いない (60日 ・ 日) |
| (3で有の場合) | |
| 5 暫定支給決定後の条件に変更はあるか | ある・ない 条件に相違がない場合もその旨記載 |
| (3で有の場合) | |
| 6 暫定支給決定期間に係らず雇用当初から「継続して雇用することが確実」とするか | する・しない |
| (3で無の場合) | |
| 7 アセスメントは実施するか 結果によっては解雇する場合があるか | ある・なし ある場合は実施期間を雇用期間欄に記載 解雇は（ある・なし） |
| 8 利用料はあるか | ある・なし |